令和元年(2019年)5月17日 _第7回常任委員会決定 令和元年(2019年)5月17日 _第7回総会一部改正

第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の競技運営に万全を期するとともに、国スポを契機としてスポーツの普及・推進に資することを目的とし、国スポ開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

(1) この要項において「競技用具」とは、次表のとおりとする。

区分		内容	例 示	
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設に付帯するものを除く。)	ゴールポスト、艇、ネットの支柱、卓球台、得点 板等	
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、ホイッスル、フ ラッグ、ネット等	
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以 外のもので、競技会運営に必要な備品(施 設に付帯するものを除く。)	机、テント、放送器具等	
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品 以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、記録用紙、清 掃用具等	

- (2) この要項において「備品」とは、比較的長期にわたって、その性質または形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が30,000円以上の物品をいう。
- (3) この要項において「消耗品」とは、備品以外の物品をいう。

3 競技用具整備計画の作成

- (1) 競技用具整備計画は、会場地市町が県競技団体および県と協議の上、作成する。
- (2) 競技用具の規格および数量については、県および会場地市町が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体と調整し決定する。
- (3) 競技用具の整備にあたっては、国スポ時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合には借用する。
- (4) 現有活用および借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。なお、購入にあたっては、必要に応じて県が先催県および後催県等と調整し共同購入等を検討するものとする。
- (5) 整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し、調整する。

4 業務分担および経費負担

- (1) 競技用具の借用は会場地市町が行うものとし、経費を負担する。なお、必要がある場合は、県が会場地市町の依頼により斡旋に努める。
- (2) 競技用具の購入にかかる県と会場地市町の業務分担および経費負担区分は、 次の表による。

100 A 100 B						
競技用具区	競技会場および 練習会場の 施設区分 分	胆右旋 染	市町有施設	その他の施設		
競技用	備品	県				
別1文/円	消耗品	会場地市町	会場地市町	会場地市町		
海岸田	備品					
運営用	消耗品					

(3) 基本方針に定める「配慮が必要な競技用具」については、県と会場地市町が別途協議する。

5 競技用具の転用および処分

購入した競技用具の転用および処分については、国スポ終了後、購入した者の責任において行うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町が別途協議するものとする。